

## 第百九号議案

### 仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は所轄区役所」を削り、「掲示して」を「掲示する措置をとることによって」に改める。

第十八条の二第一項中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第十九条第一項中「（昭和二十九年総理府令第二十三号）」を削る。

第二十四条第十四項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同条第十六項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改める。

第三十八条の二の見出し中「及び税率」を「等」に改め、同条中「税率」を「その特例」に、「第四百六十八条」を「法附則第三十条の三」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市たばこ税の税率は、法第四百六十八条に定めるところによる。

附則第二十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条第十四項から第十六項までの改正規定及び附則第二十七項の改正規定 公布の日

二 第三十八条の二の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 令和八年四月一日

三 第十八条の二第一項の改正規定 令和九年一月一日

##### （公示送達に関する経過措置）

2 改正後の第四条の規定は、この条例の施行の日以後に行う公示送達について適用し、同日前に行った公示送達については、なお従前の例による。

##### （市たばこ税に関する経過措置）

3 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の仙台市市税条例（次項において「改正後の条例」という。）第三十八条の二第一項の規定は、令和八年四月一日以後に課すべき市たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

4 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間における市たばこ税の課税標準の特例については、改正後の条例第三十八条の二第一項の規定にかかわらず、地方税法及び地方税法等の一部を改正する

法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第十一条第二項に定めるところによる。

#### 理 由

地方税法の改正を考慮し公示送達の方法にインターネットを利用する方法を加えるとともに市たばこ税の課税標準の特例を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百十号議案

### 仙台市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

仙台市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

仙台市後期高齢者医療に関する条例（平成二十年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第五条中「は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「揭示して」を「揭示する措置をとることによって」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市長が定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第五条の規定は、この条例の施行の日以後に行う公示送達について適用し、同日前に行つた公示送達については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正を考慮し、公示送達の方法にインターネットを利用する方法を加えるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百十一号議案

### 仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表保育所仙台市七北田保育所の項中「仙台市泉区七北田字東裏六十番地」を「仙台市泉区七北田字東裏二十八番地の一」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

七北田保育所の位置を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十二号議案

仙台市都市公園条例の一部を改正する条例

仙台市都市公園条例の一部を改正する条例

仙台市都市公園条例（昭和四十年仙台市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第七中

|           |      |        |           |   |          |
|-----------|------|--------|-----------|---|----------|
| 「センターハウス  |      | 海岸公園   | シャワー      |   | 一回につき 百円 |
| パークゴルフ練習場 |      | 高砂中央公園 | 一回につき 百十円 |   |          |
| センターハウス   | 海岸公園 | シャワー   | 一回につき 百円  | に |          |

改め、同表備考第一号中「又はパークゴルフ場」を「、パークゴルフ場又はパークゴルフ練習場」に改め、同表備考第五号を次のように改める。

五 パークゴルフ場の「専用利用」とは、全部又は一部のホールを独占して利用することをいう。  
別表第七備考中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 パークゴルフ場の個人利用及びパークゴルフ練習場の利用における「一回」には、一部のホールを一回に限り利用することを含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）

2 改正後の別表第七の規定に係るパークゴルフ練習場の利用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理 由

高砂中央公園のパークゴルフ練習場の使用料を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 113 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 1 工 事 件 名   | 仙台市役所本庁舎整備第 1 期 議会映像音響設備工事      |
| 2 工事施行場所    | 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1              |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札                          |
| 4 契 約 金 額   | 金 671,000,000円                  |
| 5 契約の相手方    | 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番23号<br>太平電気株式会社 |

## 第 114 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- |   |           |                                          |
|---|-----------|------------------------------------------|
| 1 | 工 事 件 名   | 仙台市立秋保小学校校舎等及び（仮称）仙台市秋保児童館新築工事           |
| 2 | 工事施行場所    | 仙台市太白区秋保町長袋字大原45番 5， 45番 6， 45番 8        |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札                                   |
| 4 | 契 約 金 額   | 金 1,166,000,000円                         |
| 5 | 契約の相手方    | 仙台市宮城野区小田原一丁目 5 番12号<br>仙台土建・阿部和工務店共同企業体 |
|   | 構成員       | 仙台市宮城野区小田原一丁目 5 番12号<br>株式会社仙台土建         |
|   | 構成員       | 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号<br>株式会社阿部和工務店          |

## 第 115 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- |             |                                                                                                                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 工 事 件 名   | 仙台市陸上競技場大規模改修工事                                                                                                    |
| 2 工事施行場所    | 仙台市宮城野区宮城野二丁目411番 2， 411番 3， 422番 2， 675番                                                                          |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札                                                                                                             |
| 4 契 約 金 額   | 金 1,507,000,000円                                                                                                   |
| 5 契約の相手方    | 仙台市泉区野村字菅間前34番地の 8<br>巧成建設・白岩工務店共同企業体<br>構成員 仙台市泉区野村字菅間前34番地の 8<br>巧成建設株式会社<br>構成員 仙台市若林区荒井一丁目14番地の 3<br>株式会社白岩工務店 |



## 第 116 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 1 工 事 件 名   | 仙台市教育センター大規模改修工事                   |
| 2 工事施行場所    | 仙台市宮城野区鶴ヶ谷北一丁目 7 番38, 7 番39, 7 番77 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札                             |
| 4 契 約 金 額   | 金 626,841,600円                     |
| 5 契約の相手方    | 仙台市宮城野区幸町二丁目23番 1 号<br>中城建設株式会社    |

## 第 117 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 1 工 事 件 名   | 仙台市教育センター大規模改修電気設備工事               |
| 2 工事施行場所    | 仙台市宮城野区鶴ヶ谷北一丁目 7 番38, 7 番39, 7 番77 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札                             |
| 4 契 約 金 額   | 金 508,530,000円                     |
| 5 契約の相手方    | 仙台市青葉区北根黒松 1 番25号<br>仙台電気工事株式会社    |

## 第 118 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 1 工 事 件 名   | 仙台市教育センター大規模改修機械設備工事               |
| 2 工事施行場所    | 仙台市宮城野区鶴ヶ谷北一丁目 7 番38, 7 番39, 7 番77 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札                             |
| 4 契 約 金 額   | 金 962,170,000円                     |
| 5 契約の相手方    | 仙台市泉区泉中央二丁目19番地の 1<br>株式会社興盛工業所    |

## 第 119 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

令和 6 年10月 4 日付けで議決を得た仙台市立北仙台中学校校舎等増改築工事に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 原 契 約 金 額 | 金 2,574,352,000円 |
| 変更契約金額    | 金 2,686,112,000円 |
| 増 加 金 額   | 金 111,760,000円   |

## 第 120 号議案

### 財産の取得に関する件

次の財産を取得することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

| 品 名                       | 金 額                | 取 得 の 相 手 方                                            | 備 考                |
|---------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------|--------------------|
| コンピュータ等一式<br>(ソフトウェアを含む。) | 円<br>2,236,634,620 | 仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 号<br>せんだい G I G A スクール端末導入業<br>務企業連合 | 学習者用 (市立<br>の小学校分) |

## 第 121 号議案

### 市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

#### 1 認定するもの

| 路 線 名             | 起 終 点                        |
|-------------------|------------------------------|
| 大 野 田 三 丁 目 1 号 線 | 仙台市太白区大野田三丁目46番30<br>同 46番53 |

#### 2 廃止するもの

| 路 線 名                   | 起 終 点                         |
|-------------------------|-------------------------------|
| 勾 当 台 公 園 西 脇 歩 行 者 道 線 | 仙台市青葉区国分町三丁目 1 番 1<br>同 7 番 3 |

## 第 122 号議案

### 仙台市教育委員会の委員の任命に関する件

仙台市教育委員会の委員山田理恵は令和 7 年10月 4 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に任命することにつき，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，高橋知子

## 第 123 号議案

### 人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、早坂喜代美、真山隆道、菅泉卓樹、千葉マリ、阿部千恵子、  
菅原修